

パブリックコメントの実施について（案）

「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（案）」に対する府民意見等の募集について

大阪府環境審議会水質部会（*1）では、ほう素等3項目に係る暫定排水基準の適用期間が平成26年3月に終了することから、府域における公共用水域の水質の状況及び事業場排水の実態等を踏まえ、ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて検討を行い、報告書案をとりまとめました。

つきましては、大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、本案に対する府民、団体・グループのご意見・ご提言を募集します。

ご意見等は、電子申請フォームから、もしくは別添意見提出用紙により、郵便またはファクシミリのいずれかの方法でご提出ください。

（*1）大阪府環境審議会条例に基づき、工場・事業場の排水基準並びに公共用水域及び地下水の水質測定計画等について専門的な見地から調査検討を行うために設置された部会です。

1 募集期間

平成25年 月 日（曜日）から平成25年 月 日（曜日）まで

（30日間以上）

（郵送の場合は募集期間最終日の消印有効）

2 提出方法

○電子申請の場合

ホームページから操作してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/public/.....html>

○郵便またはファクシミリの場合

別添の「意見提出用紙」により、下記までご提出ください。

なお、電話によるご意見等の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

※「意見提出用紙」は下記3に記載の場所に備え付けています。

○提出先

≪郵便の場合≫

〒559-8555

大阪府環境審議会水質部会事務局

（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ）あて

≪ファクシミリの場合≫

06-6210-9575

大阪府環境審議会水質部会事務局

（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ）あて

○ 留意事項

- (1) 個人で提出していただく場合は住所・氏名を、団体・グループで提出していただく場合は所在地、団体・グループ名を明記してください。
これらの明記がないものについては、受付できませんのでご注意ください。
- (2) 内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先（電話番号等、団体・グループの場合は担当者）をあわせて明記してください。
なお、これらの個人情報公表いたしません。
- (3) ご意見等の内容については原則として公表します。公表を希望しない場合には「意見提出用紙」にその旨をご記入ください。
ただし、その場合には、ご意見等に対する当部会の考え方をお示しできない場合があります。
- (4) ご意見等は日本語で提出してください。

3 閲覧方法

大阪府のホームページよりアクセスできます。

また、以下のところに資料を備え付けています。

- ・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課（大阪府咲洲庁舎2 1階）
- ・府政情報センター（府庁本館1階）
- ・環境情報プラザ（（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所）

4 ご意見・ご提言の取り扱い

- (1) いただいたご意見等を「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」の審議の参考にさせていただきます。
- (2) ご提出いただきましたご意見等の概要と、それに対する当部会の考え方などについては、ホームページ等により公表します。
（ご意見等に対して個別には回答いたしません）
- (3) 類似のご意見等については、まとめて同一の意見として公表することがあります。
- (4) ご意見等の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。
賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、当部会の考えをお示しできないことがあります。

「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（案）」に対するご意見・ご提言

連絡先	氏名または団体名	
	住所または所在地	〒 ー
	電話番号（担当者名）	
	電子メールアドレス	
ご意見の内容		

〔締 切〕平成 25 年 月 日（ ） （郵送の場合は募集期間最終日の消印有効）

〔送付先〕大阪府環境審議会水質部会事務局

（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ）

○郵送の場合 〒559-8555（住所不要）

○ファクシミリの場合 06-6210-9575

ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて（案）

1. ほう素等3項目に係る環境基準及び排水基準の経緯
（資料1－2を基に、部会での議論を踏まえて記載）
2. 公共用水域のほう素等3項目の水質測定結果
（資料1－3を基に、部会での議論を踏まえて記載）
3. ほう素等3項目に係る排水基準の経過措置の見直しに当たっての基本的考え方
（資料1－4を基に、部会での議論を踏まえて記載）
5. ほう素等3項目に係る暫定排水基準の見直しについて
（資料1－5を基に、部会での議論を踏まえて記載）
6. 暫定排水基準の適用期間について
（資料1－5を基に、部会での議論を踏まえて記載）
7. 上水道水源地域の見直しについて
（資料1－6を基に、部会での議論を踏まえて記載）